

## 消防計画（テナント用）

（目的）

第1条 この計画は、消防法第8条第1項に基づき、\_\_\_\_\_のうち\_\_\_\_\_の管理権原の及ぶ部分における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防及び人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この計画に定められた事項については、\_\_\_\_\_に勤務等し、出入りするすべての者が守らなければならない。

（管理権原がおよぶ範囲）

第3条 管理権原がおよぶ範囲は、別紙平面図の部分とする。

※ 不明な部分が生ずることのないよう、当該権原の及ぶ範囲を平面図等により明示するものとする。

▲（委託状況）

第4条 防火管理上必要な業務の一部委託に係る受託者の氏名及び住所並びに受託者の行う防火管理上必要な業務の範囲及び方法は別記様式1のとおりとする。

（▲は、該当する場合に記載するものである。以下同じ。）

（管理権原者の責任等）

第5条 管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。

- (1) 防火管理者の選（解）任及び消防署長への届出
- (2) 消防用設備等の点検結果の消防署長への報告
- (3) 防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示
- (4) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備欠陥事項がある場合の速やかな改修
- (5) 管理権原者は、消防機関へ報告した書類及び防火管理業務の実施結果及び必要な書類等を取りまとめて防火管理維持台帳に編冊、整理及び保管する。

▲(6) 管理権原者は、防火対象物点検資格者に火災予防上必要な事項等について点検させ、その結果を消防署長に報告しなければならない。

（防火管理者の権限と業務）

第6条 防火管理者\_\_\_\_\_は、この計画について一切の権限を有し、次に掲げる業務を遂行しなければならない。

- (1) 従業員等に対する防火管理上必要な指示命令又は監督
- (2) 避難又は防火上必要な設備・構造の維持管理
- (3) 建築物の自主検査及び消防用設備等の維持管理
- (4) 消防署長に対する関係法令に基づく各種報告及び指導の要請
- (5) 消防計画の検討・作成並びにこれに基づく教育及び訓練の企画又は実施
- (6) 収容人員の適正管理
- (7) その他防火管理上必要な業務

(予防活動)

第7条 日常における火災予防を行うため、防火管理者のもとに下表のとおり火元責任者をおき、担当区域及び任務を定める。

担当区域とその任務内容等 (例)

火元責任者	担当区域	任 務 内 容
		1 喫煙、灰皿、湯沸場等の火気管理
		2 下記使用設備・器具、電気設備・器具使用前後の安全確認
		3 消防用設備等の維持管理
		4 避難口、避難通路の維持管理
		5 工事、改修中の火気管理
		6 その他火災予防上必要な事項

(自主点検)

第8条 建築施設、火気使用設備等の自主点検を、下表のとおり定期的を実施する。

建築施設、火気使用設備等の自主点検 (例)

区 別	実施時期	担 当 者
建 築 物 施 設		
火 気 使 用 設 備 ・ 器 具		
電 気 設 備 ・ 器 具		

(消防用設備等の法定点検)

第9条 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者 \_\_\_\_\_ に委託して、\_\_\_\_月と\_\_\_\_月の年2回実施する。

2 \_\_\_\_年に1回、総合点検終了後の消防用設備等・特殊消防用設備等点検結果報告書を消防署長へ報告する。

※ 消防用設備等の点検・改修及び点検時の立会いについては、あらかじめ建物所有者と契約により確認しておくものとする。

(自衛消防組織)

第10条 自衛消防組織及びその任務内容を、下表のとおり定める。

自衛消防隊組織編成表 (例)

係 名	氏 名	任 務 内 容
自 衛 消 防 隊 長		通報の確認、避難誘導及び消火活動の指揮並びに避難人員の確認
通 報 連 絡 員		119通報するとともに建物内及び関係者への連絡。また、消防隊の誘導及び情報の提供

避難誘導員		来館者等を建物外に誘導すること。 混乱防止のため大声で避難方向、方法について指示すること。
消火員		消火器又は屋内消火栓により、消火活動にあたること。

(地震対策)

第11条 地震時の災害の予防及び地震直後の活動は次に掲げる事項を行わなければならない。

(1) 地震時の予防処置

- ア 第7条の「火元責任者の任務」、第8条の「自主点検」による他、工作物の落下防止及び避難通路に物品が転倒落下し、避難等に支障が生じないよう日常の十分な確認
- イ 火気使用設備・器具等の転倒、落下防止及び自動消火装置、自動停止装置等の作動状況の確認
- ウ 非常持出品の準備及び確認

(2) 地震直後の活動

- ア 第10条の自衛消防隊の任務内容による活動
- イ 火気使用設備・器具等の使用の停止及び出火防止措置
- ウ 避難にあたっては一時集合場所\_\_\_\_\_で人員確認後、全員で避難場所\_\_\_\_\_への避難

(内装制限等の遵守)

第12条 \_\_\_\_\_において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。

▲2 \_\_\_\_\_内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。

(訓練)

第13条 防火管理者は、下表により訓練を行い、災害時における諸活動の熟練を図る。また、消防訓練を実施するときは、あらかじめ消防署長へ届け出ること。

訓練の実施時期 (例)

訓練種別		実施時期
部分訓練	消火訓練	
	通報訓練	
	避難訓練	
総合訓練		

附 則

この消防計画は、 年 月 日から施行する。

## 防火管理業務の委託状況表

( 年 月 日現在)

防火対象物名称			
管理権原者氏名			
防火管理者氏名			
委託する部分		<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ( )	
受託者	名称		
	所在地	TEL	
	担当事務所	TEL	
委託の方式及び受託者の行う防火管理業務の範囲・方法	□ 常駐方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 火災等が発生した場合の初動措置（初期消火、通報連絡、避難誘導等） <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物管理 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		方法	営業日等 時 分 ～ 時 分 名 上記以外 時 分 ～ 時 分 名 常駐場所 ( )
	□ 巡回方式	範囲	<input type="checkbox"/> 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務 <input type="checkbox"/> 火災等を発見した場合の初動措置（初期消火、通報連絡、避難誘導等） <input type="checkbox"/> 周囲の可燃物管理 <input type="checkbox"/> その他 ( )
		方法	巡回時間 営業日等 時 分 ～ 時 分 回 上記以外 時 分 ～ 時 分 回 常駐場所 ( )
□ 遠隔移報方式	範囲	<input type="checkbox"/> 火災等異常の遠隔監視及び現場確認業務 <input type="checkbox"/> 火災等を発見した場合の初動措置（初期消火、通報連絡、避難誘導等） <input type="checkbox"/> 関係者への通報 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	方法	現場確認要員待機場所 ( ) 到着確認所要時間 ( 分)	
特記事項			

別紙 平面図（管理権原の及ぶ範囲）第3条関係